

消防用設備等の特例規定適用申請書

消防法令上、設置義務が生じる消防用設備等について、特例の適用を受けようとする場合に、防火対象物の関係者（所有者、管理者、または占有者）が申請するものです。

当該防火対象物の位置、構造、設備の状況、消防法令による技術上の基準の代替措置（安全対策）等すべての状況から判断し、消防法令による技術上の基準によらなくとも火災の発生または延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると消防長が認めた場合にのみ、特例が適用されます。

なお、申請があっても上記によらない場合は、特例が適用されない場合があります。特例の適用を受けようとする場合は、消防本部予防課に事前に相談してください。

届出・申請方法

窓口	郵送	電子申請
消防本部予防課でのみ受付可	不可	不可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 消防用設備等の特例規定適用申請書
- 当該防火対象物の配置図、各階平面図等の関係図面
- 特例の適用を受けようとする消防用設備等の設置図面等
- その他補足資料等

▲注意事項

- ・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）
- ・特例の適用を受けようとする場合は、消防本部予防課と事前の打ち合わせが必要となりますので、下記よりお問い合わせください。

問い合わせ先

消防本部予防課

電話：0234-31-7146（設備指導係）

メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）